

指定管理業務実施に当たっての留意すべき事項

1 人員配置

指定管理業務を円滑に実施するため、資料6「伊豆潮風館の組織体制図（例）」を参考として適切な人員配置による業務執行体制を確保するとともに、業務の進行管理を担当する総括責任者1名を配置してください。

2 指定管理業務実施基準等

実施基準等に記載した参照資料のうち、

- 清掃業務の各実施基準、
- 警備、防災業務の警備夜間巡回基準、
- 設備の保守管理業務、運転操作等の保守要領、
- 植栽管理業務の植栽管理業務作業基準
- 調理業務の献立内容

は、当該業務を実施するに当たっての最低基準を示したものです。

	業 務 名	実 施 基 準 等
1	利用に関する業務	【参照資料】 ○資料7 施設利用許可事務の流れ ○資料8 埼玉県伊豆潮風館条例 ○資料9 埼玉県伊豆潮風館管理規則
2	利用料金の収受に関する業務	指定管理者が「伊豆潮風館条例」で定める額の範囲内で設定し、知事の事前承認を受けた利用料金を徴収する。
3	施設、設備及び物品の維持管理に関する業務	①清掃業務 客室・浴場・トイレ・パントリー・ロビー・階段等の清掃、シーツ類の管理 等 【参照資料】 ○資料10 日常清掃業務実施基準 ○資料10-1 客室清掃実施基準 ○資料10-2 定期清掃実施基準 ②警備、防災業務 施設内外の巡回警備、非常事態・緊急時の対応、フロント業務終了後の各種サービスの提供 等 【参照資料】 ○資料11 警備夜間巡回基準

	業 務 名	実 施 基 準 等
3	施設、設備及び物品の維持管理に関する業務 (前頁の続き)	③設備の保守管理業務、運転操作等 保守点検（消耗品及び材料の取り替え、ネジの増締め、注油等の措置及び機能回復、耐久性の確保を図るための汚れ等の除去、設備機器が原因で発生するレジオネラ菌等の対策、測定機器及び目視等による日常点検・定期点検）、運転（設備の操作及び作動状況の監視・記録）及び軽微な修繕 等 【従事者の配置】 次の業務を行うための従事者を配置する。 ア 業務名 電気設備保守管理及び機械設備保守管理 イ 業務従事時間 原則として、午前8時から午後8時まで（県が必要と認めた場合は、その指示による）とし、常時1名は従事する体制を確保する。 【参照資料】 ○資料12 施設・設備等の維持管理業務に要する経費 ○資料12-1 施設・設備別の点検・検査・清掃一覧 ○資料12-2 保守要領 ○資料12-3 近年の修繕・改修工事实績 ○資料12-4 貸与予定の県有備品 ④植栽管理業務 植栽の剪定 等 【参照資料】 ○資料13 植栽管理業務作業基準 ○資料13-1 樹木等の種類と数量
4	福祉バスの運行に関する業務	【参照資料】 ○資料14 リフト付き大型バス（さわやか号及びそよかぜ号）の利用方法 ○資料14-1 リフト付き大型バスの運行状況（直近4年度）
5	その他施設の設置目的を達成するために必要な事業	①調理業務 【参照資料】 ○資料15 献立内容 ②利用者送迎業務 【参照資料】 ○資料16 リフト付きマイクロバスの運行状況（直近4年度） ③特別企画事業の実施 ④売店、スナック、娯楽室等の運営 ⑤その他必要な事業

3 関係法令の規定により必要となる有資格者

施設・設備の維持管理に当たっては、関係法令の規定により、次の資格を有する者が必要となります。

資 格 名	配 置 す る 根 拠
甲種防火管理者講習修了者	消防法で規定する特定防火対象物で、収容人員30人以上、かつ延べ床面積300㎡以上に該当するため、防火上必要な業務を適切に遂行できる地位にある職員の中から、甲種防火管理者講習修了者1名を選任し配置しなければならない。 【管轄消防機関へ選任者の届出が必要】
危険物取扱者免状甲種又は危険物取扱者免状乙種第4類	地下式貯油槽（灯油）【最大数量10,000L】の取扱い、日常点検及び保安監督業務は、消防法の規定により危険物取扱者免状甲種又は危険物取扱者免状乙種第4類のいずれかの所持者に当たらせなければならない。 【管轄消防機関へ選任者の届出が必要】
一級又は二級ボイラー技士	温水ボイラー（電熱面積14.83㎡）の日常点検及び安全管理業務は、労働安全衛生法の規定により特級、一級又は二級のいずれかのボイラー技士有資格者に当たらせなければならない。
一級、二級、又は三級電気主任技術者	電気事業法に基づく自家用電気工作物（高圧6,000ボルト受電）の自主保安監督業務を行うため、電気主任技術者を選任しなければならない。
建築物環境衛生管理技術者	施設は面積3,000㎡以上の「特定建築物」に該当するため、建築物における環境的衛生の確保に関する法律に基づき、建築物環境衛生管理技術者（通称：ビル管理技術者）を選任しなければならない。
食 品 衛 生 責 任 者	食品衛生法に定められた許可営業施設は、営業の許可を受けるべき施設毎に、職員の中から食品衛生責任者を選任し配置しなければならない。 【管轄保健所へ選任者の届出が必要】